

令和7年度所沢市認知症カフェ事業委託募集要項

1 目的

認知症の人やその家族のみならず、専門職及び地域の中で認知症を支える者が、自由に参加・交流できる場を設置することで、認知症の人や家族への支援を行うものとする。

また、認知症に関する情報を発信、認知症の人やその家族からの相談に対応し、関係機関につながる場でもある「認知症カフェ」を市内に設置する。

2 内容（別紙仕様書のとおり）

認知症の本人およびその家族にとっての居場所作り、相談の場、地域との交流及び情報交換の拠点となる「認知症カフェ」を定期的に開催する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間とする。

4 応募資格

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 所沢市に事業所または事務所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 事業に関して法令上必要とする許可を受けていること。
- (5) 市が定める所沢市認知症カフェ事業委託の仕様書を遵守できること。

5 募集事業者数

所沢市全域を対象とし、当年度予算の範囲内で設置する。

6 委託料

認知症カフェの開催の委託料は1回あたり5千円とし、1月あたりの上限は1万円とする。

7 応募に関する手続

随時募集を実施し、企画提案書の提出後、約1ヶ月後に選考結果を通知する。

(1) 応募

下記により必要書類を提出すること。

① 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度所沢市認知症カフェ事業委託 企画提案書在中」と表記すること。なお、事故等による未着について、市は責任を負わない。

② 提出先

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所福祉部高齢者支援課（高層棟1階）

③ 提出書類

(ア)応募書

(イ)誓約書

(ウ)企画提案書

(エ)その他必要と認める添付書類

専門職の経歴、資格・免許証の写し等

④ 提出部数

原本1部および写し4部を提出すること。

(2) 内容に関する質問

本企画提案について、不明な点が生じた場合は下記により質問すること。

① 提出方法

質問書により、電子メールで質問すること。持参、郵送、電話での質問は一切受け付けない。質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

② 質問に対する回答

質問者に対し、随時高齢者支援課から回答する。

8 審査および受託者の選定

(1) 公募型のプロポーザル方式とし、提出された企画提案書により書類選考を行い、実施事業者を選定する。

(2) 必要に応じて実地調査を行う。

9 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 活動については、地域包括支援センターと連携を図ること。

(4) 介護サービス事業者、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。

(5) 本事業に係る経理と他の事業に係る経費とは明確に区別をすること（本事業に係る委託料を他の事業に流用することは認めない。）。